

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 1 項の規定に基づき、徳島県農業開発公社から所有者等を確認できない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第 2 項の規定により準用する同法第 38 条第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 4 月 7 日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 申請に係る農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	所有者等の情報
阿南市長生町舟付 3 3 番 4	田	567.00	登記名義人 佐藤 義弘
阿南市長生町ヲコキ 2 8 番 1	田	1,228.00	登記名義人 佐藤 義弘
阿南市長生町中久保 2 6 番 1	田	1,830.00	登記名義人 岡本 孝男
阿南市長生町平久保 5 2 番 1	田	1,138.00	登記名義人 岡本 孝男
阿南市長生町平久保 5 4 番 3	田	56.00	登記名義人 岡本 孝男
阿南市長生町海部屋敷 5 1 番	畑	26.00	登記名義人 服部 安蔵
阿南市長生町海部屋敷 5 2 番	畑	49.00	登記名義人 服部 安蔵

2 申請に係る農地の利用の現況

近隣住民による保全管理がなされている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続き後に、徳島県農業開発公社から借受希望者に農地を貸し付ける。
作付け（予定作物） 水稻

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和 8 年 9 月 1 日	5 年	1 2 2, 3 5 0 円

5 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 8 年 4 月 2 1 日

(2) 提出先

郵便番号 7 7 0 - 8 5 7 0 徳島県徳島市万代町一丁目一番地
徳島県農林水産部農林水産政策課農地政策室農地政策担当

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項